

わんぱくの森（プレーパーク）グランドデザイン作成等業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 背景・趣旨

本市は、令和5年度に「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、北谷津地域を子どもたちが遊びながら環境学習が体験でき、また、環境の重要性を発信する拠点とすることとし、「自然体験と環境学習の融合」を念頭に、さらなる地域の活性化や清掃工場を含めた周辺地域において、環境学習拠点づくりに資する施設整備を行うこととした。

わんぱくの森（プレーパーク）は、森林を活かした子どもたちが自由に活動できる施設とするため、これまで地元自治会と意見交換を行いながら、「コンセプト」及び「整備運営方針」について検討を進めてきたところであり、これらを踏まえて具体的な導入機能や運営体制、将来のイメージ図などを盛り込んだグランドデザインを作成し、今後のわんぱくの森（プレーパーク）整備における指針とすることを目的とする。

事業の実施に当たって、効率的に検討整理を進め、より具体的な導入機能や運営体制、将来のイメージ図などを盛り込んだグランドデザインを作成するため、検討・整理の業務について、豊富な実績とノウハウを持つ民間企業に委託するものである。

2 業務の概要

- (1) 委託名 わんぱくの森（プレーパーク）グランドデザイン作成等業務委託
- (2) 業務内容 別紙「わんぱくの森（プレーパーク）グランドデザイン作成等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）
- (4) 委託料 9,801,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- (5) 支払条件 完了後一括払い
- (6) 業務担当課（問い合わせ先）

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課 事業調整推進班

住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟7階

電話番号：043-245-5399

E-mail：shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

3 スケジュール

(1)	募集開始	令和6年5月1日（水）
(2)	質問書の受付	募集開始から令和6年5月8日（水）午後5時まで
(3)	質問書の回答	令和6年5月9日（木）
(4)	企画提案参加申込の受付	令和6年5月14日（火）午後5時まで
(5)	参加資格確認結果通知	令和6年5月16日（木）
(6)	企画提案書の受付	令和6年5月23日（木）午後5時まで

(7)	提案審査	令和6年5月下旬【予定】
(8)	審査結果通知	令和6年5月下旬【予定】

4 参加手続き

(1) 参加申込について

別紙「仕様書(案)」の内容を熟読するとともに、本要項「4(3) 企画提案書の提出」を踏まえ、必要書類を提出すること。

ア 参加申込期限

令和6年5月14日(火) 午後5時(必着)

(持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

イ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟7階

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課 事業調整推進班

ウ 提出方法

持参又は郵送

エ 提出書類

- ・企画提案参加申込書(様式第1号)

オ その他

参加申込後に辞退する場合は、以下の必須事項を記入した参加辞退申出書(任意様式)を持参又は郵送にて提出すること。

必要項目：日付、商号又は名称、代表者氏名(代表者印を押印すること)、辞退理由

(2) 質問の提出方法等

本要項及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、以下のとおり質問を受け付ける。

ア 質問書の受付 募集開始から令和6年5月8日(水) 午後5時まで

イ 質問方法 質問書(様式第2号)を、本要項2(6)の業務担当課宛て電子メールで提出すること。

なお、電話、口頭及び期限後の質問は一切受け付けない。

ウ 回答方法 受け付けた質問に対する回答は、令和6年5月9日(木)までに、順次千葉市ホームページに掲載する。

なお、回答内容は、本要項及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出物及び部数

(ア)	業務経費見積書（任意様式）	6部（正本1部、副本5部）
(イ)	企画提案書（任意様式）※	6部（正本1部、副本5部）
(ウ)	会社案内（パンフレット等）	1部

※副本については、本企画提案参加者が特定されないよう、商号・所在地、その他参加者名が特定される事項の記載はしないこと（または伏せること）。

※正本、副本については、それぞれ電子データも併せて提出すること。

（業務担当課へ電子メールまたはCD-Rで提出）

※（イ）については、仕様書の内容を踏まえ、以下の事項を盛り込むこと。

①本業務委託全体のスケジュール

本業務の全体像を踏まえ、各工程の業務スケジュールを示すこと。

②同種の業務実績

本業務委託に役立つと考えられる業務委託実績の概要（年度、自治体等の名称、業務概要等）とその有効性を記述すること。また、それらの実績が分かる契約書等の写しを添付すること。

③業務実施体制

責任者、業務担当者等の組織体制図を示すとともに、発注者からの指示、連絡事項及び打ち合わせ内容等をこれらの者の間で共有する方法並びに担当者によって成果物等の品質に差が生じないようにする管理方法を記述すること。

④責任者・業務担当者等の経歴等

本業務委託を実施する責任者・業務担当者等の経歴を記述すること。

なお、経歴については、業務委託実績の概要（年度、自治体等の名称、業務概要、当該業務委託における役割等）を記述すること。

⑤委託業務の内容

・仕様書「第3章 委託内容」について項目（1）に対する考え方・進め方等を記述すること。

イ 提出期限

令和6年5月23日（木）午後5時まで ※厳守

ウ 提出先及び提出方法

本要項2（6）の業務担当課宛てに持参又は郵送

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

※郵送の場合、書留とし、締切日必着

エ その他

（ア）企画提案書のサイズはA4とし、両面印刷、再生紙使用とともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。また、ページ数は表紙や目次等を除き最大15ページ程度とする。

- (イ) 企画提案書に用いる言語は、日本語（本企画提案参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。
- (ウ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）とする。
- (エ) 見積額内訳は、本委託業務の総額の本体価格（税抜き）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、合計金額を明記する。また、人件費、諸経費等の積算内訳及び、根拠を可能な限り詳細かつ明確に記載する。
- (オ) 正本（1部）は、押印、袋とじとする。副本（5部）は、ホチキス等で留め、フラットファイル等のファイルには綴じずに提出する。
- (カ) 提出後の企画提案書の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- (キ) 企画提案書は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

5 審査方法、評価項目及び結果の通知

(1) 審査方法

- ア 審査は千葉市で設置する選定委員会において、提出された企画提案書に基づいて内容を精査・評価する。
- イ 委員は評価項目ごとに評価を行い、評価点の合計が一番高い提案を提出した者を委託先候補者とする。
- ウ 本業務の企画提案を行う者が1者の場合も、審査を実施する。
- エ 委員全員の合計点が6割以上に達したものを委託先候補者選定の対象とする。なお、参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定の対象とする。
- オ 審査の結果、合計点が同点になった場合は、見積金額の低い方の委託先候補者を選定する。
- カ 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。

(2) 評価項目

評価基準		配点
業務実施能力	工程計画が的確に組み立てられ、本業務の確実な実施が見込まれるものとなっているか。	10
	グランドデザイン作成等に関する業務実績があるか。または経験が活かされると考えられる有効な実績があるか。	10
	上記の実績への従事経験や学識・知識・技術力のある人員が適切に配置され、項目毎の連携体制がとられているか。	10

企画提案能力	わんぱくの森（プレーパーク）の導入機能、管理運営体制、イメージ図の作成、プレオープンの内容検討、連携方策の検討に関する考え方等は、具体的かつ効果的な提案がなされているか。	30
	ワークショップの実施について、具体的かつ効果的な提案がなされているか。	20
	ランドデザインの作成・取りまとめの手法について、具体的かつ効果的な提案がなされているか。	20
		100

（3）提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 見積額が、本要項2（4）に記載する委託料上限額を超過した場合
- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載や、重大な誤脱があった場合
- エ 企画提案後、契約に至るまでの間に本要項7に掲げる参加資格要件を満たさなくなるなど契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- オ 審査の公平を害する行為があった場合
- カ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

（4）結果の通知について

審査・選定結果については、提案者全員に電子メールで通知し、千葉市ホームページで公表する。
ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

6 契約

- （1）選考により最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について千葉市と協議・合意したのち、見積を取ったうえで委託契約を締結する。
なお、協議の結果、提案の一部が変更となる場合がある。
- （2）前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、契約を締結する。
- （3）契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- （4）契約相手方は、本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条に該当する場合、免除する。
- （5）委託料の支払いについては、完了後一括払いとする。

7 参加資格要件

- (1) 令和6・7年度千葉市入札参加資格者名簿に登録されており、業種(大分類)名称が「調査・計画」で登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象業務の選定結果通知日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - オ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
 - カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していない者
 - キ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を、対象業務の企画提案書提出期限の日から選定結果通知日までの間に受けている者

8 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属する。
- (4) 企画提案書等を提出した者が1者であっても、原則として審査を行う。
- (5) 企画提案に関連し知り得た情報は、千葉市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (6) その他、業務遂行上発生した問題等については、受注者と千葉市で協議の上、対応を決定することとする。